

監査措置公告第2号

令和6年1月30日付け5監第48号で提出した令和5年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告に対し、東かがわ市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき公表します。

令和5年度財政援助団体等の監査の結果に関する措置について

令和6年2月26日

東かがわ市監査委員 楠 田 敬

東かがわ市監査委員 三 好 良 治

東かがわ市監査委員 大 田 稔 子

5地創第1102号
令和6年2月16日

東かがわ市監査委員 楠田 敬 様
東かがわ市監査委員 三好 良治 様
東かがわ市監査委員 大田 稔子 様

東かがわ市長 上村 一郎

令和5年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置について（通知）

このことについて、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

- 1 対象となる監査
令和5年度財政援助団体監査
- 2 注意された事項についての措置状況

- ① 大池クラブ

- ア 総会の開催について

大池クラブ定款第31条に「本クラブの収支予算及び収支決算は事業計画とともに総会の承認を受けなければならない。」と定められているが、総会の開催及び承認について質問のところ、総会は開催しておらず、「何か案件があれば構成員全員を寄せて協議をしている。会議議事録は作成していない。」との説明があった。

大池クラブは市に対して、東かがわ市大池オートキャンプ場の管理に関する基本協定書に基づき事業計画書、事業報告書が提出されているが、これらの提出書類が大池クラブで承認された収支予算及び収支決算、事業計画に基づくものであることを明確にすることは必要と考えられる。この観点からも、総会を開催し、上記事項を承認し、会議録を作成することが望まれる。

【措置状況】

総会の開催、議事録の整備について、令和6年2月15日付け文書及び口頭にて指導した。

- イ 財務改善の必要性について

令和3年度と4年度の収支予算での営業損益はいずれも黒字となっていたが、収支決算ではいずれも赤字となり、更に営業損益の予算と決算の乖離幅も拡大している。

また令和5年3月31日現在の貸借対照表は債務超過となっている。令和5年度の収支予算ではその債務超過分を補える営業損益の黒字が計画されているが、目標黒字額達成のためには、経費節減等の着実な事業運営が求められる。

大池クラブ定款32条3には「本クラブの解散時において損金が生じたときは、

総会の決議により構成員に負担する」となっているため、債務超過が市の財政に直接影響を及ぼすものではないが、所管課においても令和3年度、4年度の営業損益が予算と決算で大幅に乖離している要因を確認のうえ、予算・決算の乖離縮小即ち営業損益の改善並びに債務超過の解消を基本協定書第24条の3の規定に従い文書等で勧告すべきものと思われる。

【措置状況】

営業損益の改善及び債務超過の解消について、令和6年2月15日付け文書及び口頭にて指導した。

ウ 定款の遵守について

大池クラブ定款の第27条に資産の構成として「(1) 出資金」の記載があり、「設立時の出資金は、1口5万円とし、別紙のとおりとする。」とあるが、別紙の資料が添付されておらず出資金は、すべて出資者に返還しているとの説明を受けた。

設立に際して出資される財産の価格は定款における絶対的記載事項であり、遵守されるべきものである。表記されている別紙の資料が無いのであれば、定款に沿った原状回復が望まれる。

【措置状況】

定款記載の出資金について、定款に沿った原状回復を図るよう、令和6年2月15日付け文書及び口頭にて指導した。

エ 備品管理について

大池オートキャンプ場の指定管理に関する基本協定書の第19条には、備品は常に良好な状態に保つものとする規定されており、また、事業計画書の備品管理業務に関する欄にも同様に最善の注意を持って管理すると記載されている。

このことから、備品の管理状況を確認したところ、備品管理簿の提示が無く、備品の管理状況の検査を実施したことの分かる資料が確認出来なかった。今後は、備品管理簿を作成のうえ、検査等を実施した証跡が残ることが望ましい。

【措置状況】

備品管理簿の整備、棚卸し等の定期的な検査実施について、令和6年2月15日付け文書及び口頭にて指導した。

以上